

No 237

令和元年度 港区事務事業評価シート

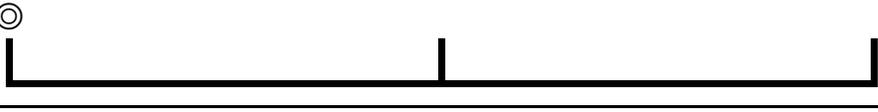
評価対象

事務事業名	学習ボランティア養成事業	開始年度	平成 28 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	③ 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実		

事業概要

事業の目的	家庭の経済状況、養育環境に関わらず、区内の子どもたちが基礎的・基本的な学力を定着できるよう、子どもたちの学習支援に取り組み、より多くの学ぶ場を創出するため、学習ボランティアを養成します。
事業の対象	19歳以上の区民及び区内在勤者並びに学習支援に興味のある大学生
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 年間2期に分けて開催し、各期それぞれ全3回の講座を実施します。講座終了後、実習報告会を開催します。 学習ボランティアとして活動するために必要な講義（学習指導法や子どもに対する接し方、区における子ども関係の社会資源の紹介、地域における活動方法など）を講座の中に盛り込みます。
根拠法令等	港区学習ボランティア事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	本事業は、学習支援事業に携わるボランティアを養成するために開始した事業です。平成29年度には、教育指導課で実施している学生スクールボランティア等での活動に携われるようになりました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 学習支援事業は年々利用者が増加しているため、事業に携わる人材の養成は急務です。代替可能な事業はないため、区が引き続き関与していく必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	学習ボランティア養成講座参加者数			指標2	学習ボランティア養成講座修了者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	40	21	52.5%	平成29年度	40	17	42.5%	平成29年度			
	平成30年度	40	27	67.5%	平成30年度	40	19	47.5%	平成30年度			
	令和元年度	40	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
ボランティアに関心のある企業や団体等の会合で周知を図るなど参加者数増に努めた結果、参加者数は少しずつ増えていっていますが、修了者数は横ばいです。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 応募者が定員に達しないうえ、養成した人材が翌年度以降の学習支援事業に携わる比率が大変低く、本来の目的を達成できていません。 その中でも、大学生の応募者が大変少なく、学びの未来応援スクールボランティアを紹介するに至っていません。		

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳 (千円)									決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	2,236	55%	1,225	1,011	0	0	0	0	2,236	2,024
	平成30年度	2,210	50%	1,105	1,105	0	0	0	0	2,210	2,210	100%
	令和元年度	2,231	50%	1,116	1,115	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
中学生学習支援事業と合わせて年間契約にて委託しているため、予算の執行状況は良好です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 年々参加者が増えているため、参加者1名当たりのコストは下がっていますが、学習支援事業への参加率・定着率に課題が残ります。		

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	学習支援ボランティアは学習支援事業に必要な不可欠なため養成は必要ですが、広報や実施方法を含め、費用対効果が得られるような改善が必要です。
---	--

評価対象			
事務事業名	生活保護調査訪問体制強化事業	開始年度	平成 17 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	③ 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実		

事業概要	
事業の目的	生活保護費の濫給、漏給を防止し、被保護者の日常生活の自立、社会生活自立、経済自立を支援することにより、生活保護の適正な実施を図ることを実現します。
事業の対象	生活保護法第6条に規定する被保護者（生活保護受給者）及び要保護者（保護を必要とする者）並びに福祉事務所長が特に必要と認める者
事業の概要	生活保護地区担当員及び面接相談員の業務の一部を補助します。 (1) 文書及び現地調査による資産・収入状況調査・年金受給権調査・扶養義務調査 (2) 債務整理支援、債権管理業務 (3) その他福祉事務所長が調査訪問活動を強化するために、必要と認めた業務
根拠法令等	港区調査訪問体制強化事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	常勤職員をケースワーク業務に集中して従事させるため、調査等の業務を専門知識のある事業者へ委託して業務を支援します。 また、平成26年7月より保護の決定又は実施等にあたり、要保護者の資産や収入などを確認する調査については、福祉事務所の調査権限の拡大及び福祉事務所が官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける生活保護法の改正が行われました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 負荷の大きい資産調査、年金調査、扶養調査等を調査補助員が行うことで、地区担当ケースワーカーの負荷を下げ、より被保護者と向き合い自立に向けたケースワーク実現のため、事業の継続は必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	調査補助件数			指標2	年金受給権等調査			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	10,000	11,387	113.9%	平成29年度	350	198	56.6%	平成29年度			
	平成30年度	10,000	7,868	78.7%	平成30年度	300	182	60.7%	平成30年度			
	令和元年度	10,000	—	—	令和元年度	250	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	保護受給者数が減少傾向にあるため調査件数の減少しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 被保護者の資産や年金受給権等を調査することで、自立に向けた支援の一助となります。また、調査を継続して行うことで不正受給に対し実施機関として被保護者に対する指導内容をより正確に行うことができます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	32,224	45%	14,468	17,756	0	0	-925	0	31,299	31,298	100%		
令和元年度	32,523	47%	15,249	17,274	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	国庫補助を活用することにより区の負担の軽減を図り、事業を実施しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 調査を行う上で専門知識を有し、ノウハウや経験がある事業者者に業務を委託することで効率的に実施することでできている。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

生活保護受給者数は減少を続けていますが、新規対象者及び不正受給が疑われる対象者も増加しています。

また、平成26年7月から生活保護法第29条第2項が創設され、保護の決定又は実施等にあたって行う要保護者の資産や収入などを確認するための調査についての権限の強化を図られたことから、保護の実施機関として金融機関や年金受給権の調査を充実させていく必要があります。

そのため、今後も継続して事業を実施していくことが必要であると評価します。

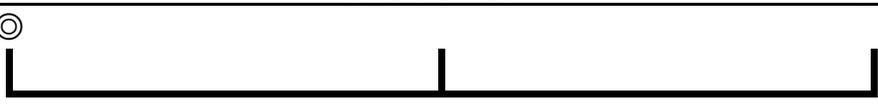
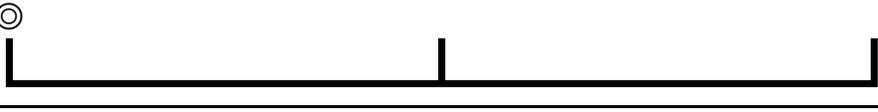
評価対象

事務事業名	生活保護相談支援事業	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	③ 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実		

事業概要

事業の目的	生活保護の不正受給や職員を威圧する粗暴な相談者等に対応し、他の被保護者、相談来訪者が安全に安心して相談できる環境を整備します。不正受給や暴力団との関連性が疑われる場合、警察や裁判所との連携を行います。
事業の対象	生活保護法第6条に規定する被保護者及び、要保護者並びに福祉事務所長が特に必要と認める者
事業の概要	警察官OBを非常勤職員として1名配置。次に掲げる業務を行います。 ①生活保護等の不正受給及び不当要求を防止するための指導 ②暴力団員等行政対象暴力に関する生活保護担当職員への研修 ③支援困難な被保護者への対応について生活保護担当職員の相談に応じ、同行訪問及び同席面接を行うこと ④不正受給の対応に関すること ⑤警察や裁判所、検察庁などとの連携に関すること
根拠法令等	港区生活保護相談支援専門員設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	生活保護の不正受給の増加と乱暴な言葉や態度で職員を威圧する相談者等への対応に苦慮してきました。平成24年度には生活保護受給者からの暴力により職員が負傷する事態も発生しました。 生活保護制度に対する区民の信頼を確保するためには、不正受給に対し毅然とした姿勢で臨むことが不可欠です。また、丁寧できめ細かい相談支援を行うためには、職員が安心して相談や援助に専念できる環境を整えることが必要です。 このため、不正受給の防止と生活困窮者の方が相談しやすい落ち着いた環境を整えるため、退職した警察官OBを生活保護相談支援専門員として配置しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 安心して生活相談できる窓口の確保、不正受給防止対策は区民から信頼される福祉事務所を確立する上で必要不可欠です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	窓口対応（ハードクレーマー対応）			指標2	家庭訪問同行数			指標3	捜査関係事項照会等回答		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	50	15	30.0%	平成29年度	150	127	84.7%	平成29年度	60	65	108.3%
平成30年度	50	25	50.0%	平成30年度	150	236	157.3%	平成30年度	60	73	121.7%	
令和元年度	50	—	—	令和元年度	200	—	—	令和元年度	60	—	—	
指標から見た事業の成果	ハードクレーマーや困難ケースの家庭訪問同行数など継続して実施することが必要な件数が発生しており、今後も適切に実施する必要があります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）生活保護相談支援専門員が在籍することで、落ち着いて相談できる生活相談の窓口が確保されており、また、不正受給対策は、区民の信頼を揺るがす重要な問題であり、防止対策の一環を担う生活保護相談支援員の役割は重要です。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	3,445	25%	850	2,595	0	0	0	0	3,445	3,124	91%
平成30年度	3,302	21%	707	2,595	0	0	0	0	3,302	3,131	95%	
令和元年度	3,296	25%	824	2,472	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	国庫補助を活用することにより区の負担の軽減を図り、事業を実施しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）生活保護相談支援専門員の配置にあたり、国庫補助金が支出されており、区は業務の実施に際して最低限の支出で行っています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	生活に困窮し、最後の相談窓口として来所される方が、安心して安全に相談できる環境を継続して確保していくことは絶対に必要です。 職員に対しても精神的不安を軽減する効果があるとともに、暴力に発展する恐れのある要保護者との間に仲裁に入り、事故が未然に防げる等、事業目的に適合しています。また不正受給に対して毅然とした態度で対応、あるいは未然に防止するためにも、生活保護相談支援専門員の存在は欠かせません。 そのため、今後も継続して生活保護相談支援専門員を配置していくことは必要であると評価します。

評価対象			
事務事業名	生活保護受給者等メンタルケア支援事業	開始年度	平成 24 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	③ 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実		

事業概要	
事業の目的	精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的な資格を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。
事業の対象	精神疾患のある生活保護受給者または生活保護相談者
事業の概要	<p>委託のメンタルケア支援員を1名配置し、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して下記の業務を行います。</p> <p>①被保護者の自立に向けた個別支援（ア）日常生活支援、（イ）社会生活支援、（ウ）就労支援 ②ケースワーカー等へのアドバイス業務</p> <p>※メンタルケア支援員の具体的な業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療問題解決支援（現在の治療状況の把握・評価、受療援助） ・地域生活支援（家族関係調整・家族支援、リハビリテーション・社会参加） ・権利擁護支援（居所問題、退院援助） ・他の制度利用支援（障害者手帳、自立支援医療、介護保険等）
根拠法令等	港区生活保護受給者等メンタルケア支援事業実施要領

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価	
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>精神的な問題を抱えている保護受給者の増加に伴い、専門的知識を要することがあるため、ケースワーカーだけでは対応が難しい面があります。特に、人格障害と診断を受けている者、あるいは病識はなく医療機関に受診していないが人格障害を疑われる者への対応が非常に困難となっており、こうした方への対応のためメンタル面で健康を害した職員もいます。</p> <p>このため、精神保健福祉士等の専門的な知識を有する職員を「メンタルケア支援員」として配置し、専門的支援の必要な者に対し、福祉事務所職員と連携して自立への支援を行います。</p>
評価	<p>A 高い</p> <p>B どちらともいえない</p> <p>C 低い</p>
評価の着眼点	<p>公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）</p> <p>◎</p> <p>今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）</p> <p>◎</p>
①事業継続の必要性	◎
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）</p> <p>精神疾患を有する生活保護受給者数は依然高い水準にあり、生活保護受給者のメンタルケア支援はますます重要度を増している事業です。</p>

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	メンタルケア支援員が支援する人数(人)			指標2	達成目標を達成できた人数(人)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	60	75	125.0%	平成29年度	30	7	23.3%	平成29年度			
	平成30年度	60	61	101.7%	平成30年度	30	5	16.7%	平成30年度			
	令和元年度	60	—	—	令和元年度	30	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
 指数としては減少していますが、支援対象者のニーズは高い状況に変わりありません。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 専門知識を有するメンタルケア支援員を配置することにより、精神疾患を有する受給者に対して効果的な支援を行うことができています。また、ケースワーカーに対して助言や研修を行うことで、ケースワーカーの能力向上を図っています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	6,480	22%	1,426	5,054	0	0	0	0	6,480	6,480	100%
	平成30年度	6,480	25%	1,620	4,860	0	0	0	0	6,480	6,480	100%
	令和元年度	6,933	25%	1,733	5,200	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 国庫補助を活用することにより区の負担の軽減を図り、事業を実施しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 平成27年度より生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、効率的に事業を実施しています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	精神疾患等を有することを一因として生活保護を開始する受給者は多く、そのため、生活保護の知識を持つ精神保健福祉士や臨床心理士等による専門的な支援の必要性は今後も高いものと見込まれます。 そのため、今後も、積極的に保護受給者にメンタル支援事業の利用を進め、ケースワーカーの業務を効果的に実施するため、事業の継続が必要です。
---	--

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	自立促進事業（支給延件数）			指標2	見舞金（支給延件数）			指標3	被保護児童・生徒援護（支給延件数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	92	88	95.7%	平成29年度	3,322	3,240	97.5%	平成29年度	352	280	79.5%
平成30年度	99	86	86.9%	平成30年度	3,316	3,054	92.1%	平成30年度	418	243	58.1%	
令和元年度	92	—	—	令和元年度	3,254	—	—	令和元年度	337	—	—	
指標から見た事業の成果	生活保護受給者が、減少傾向にあるため、事業の実績（人数）等も減少傾向にあります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 自立促進事業において、次世代支援（学習環境整備支援費）を支給した高校3年生（5名）は、3名が4年制大学に進学しました。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	26,070	77%	20,100	0	5,970	0	2,698	0	28,768	28,766	100%
平成30年度	27,925	74%	20,715	0	7,210	0	0	0	27,925	23,301	83%	
令和元年度	27,064	73%	19,843	0	7,221	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	自立促進事業の次世代支援（学習環境整備支援費）の支出が多くなっています。 法外援護は、受給者の減少により、事業費が減少しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 自立促進事業では、給付する目的が明確であるため、世帯自立の助長（大学進学等）に効果があります。 法外援護については、給付した金銭の用途が不明確であるため、世帯自立の効果を見極めることが困難です。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

<p>本事業に係る所管課の意見</p> <p>総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立促進事業 引き続き、世帯の自立の支援に効果がある事業を選択し、事業を継続していきます。 ・法外援護 見舞金は、港区以外の全区で廃止されたことから、他区の生保受給者との生活費の格差が生じている側面もあります。夏季見舞金は、夏季における猛暑への対応（熱中症対策）として、電力需要等を補っており、冬季の見舞金は、年末年始の家計負担を補っています。 また、学童援護については、昨年度の生活保護の基準改定により、小中学生の教育扶助・高校生の生業扶助の支給額及び入学準備金等に、大幅な変更があったため、生活保護と学童援護の給付額の整合性を図る必要があります。
---	---

評価対象			
事務事業名	無料入浴券支給	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部生活福祉調整課生活福祉調整係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部生活福祉調整課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(21) 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する		
施策名	3 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実		

事業概要	
事業の目的	生活保護法による保護を受けている世帯（風呂の無い世帯）に対し、公衆浴場の入浴券を支給することにより、保護世帯の家計費の負担軽減と入浴機会の増大により、健康保持・衛生環境の向上を図ります。
事業の対象	港区内に居住する自家に風呂のない被保護世帯の世帯主・世帯員
事業の概要	<p>支給枚数</p> <p>①大人（12歳以上） 年間最大60枚（460円/枚）</p> <p>②中人（6歳以上12歳未満） 年間最大60枚（180円/枚）</p> <p>（高齢者支援課、障害者福祉課でも無料入浴券の給付事業があります。高齢・障害等の世帯が生活保護受給の場合は、本事業の給付が優先して適用されるため重複給付は行われません。）</p> <p>※生活保護の開始月により支給枚数が異なります。</p>
根拠法令等	港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	昭和57年当時の生活保護世帯は、自家に風呂がある世帯が少なく、銭湯を利用することが一般的でした。衛生上の観点からも、入浴に要する費用を助成し、生活保護世帯の健康を保持していく必要がありました。現在の生活保護世帯は、風呂付のワンルームマンションやアパート等に居住していることが多くなっています。以上のような背景により、入浴券の配布対象となる生活保護世帯が減少しています。また、配布した入浴券が6割程度しか使用されていませんが、理由としては、銭湯の廃業により、銭湯の利用機会が減少していることやいきいきプラザ等の入浴施設を利用していることなどが考えられます。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎	
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎							
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	港区の今後の住宅事情や公衆浴場の状況を考慮すると、風呂の無い生活保護受給世帯が、今後も減少していくと思われます。現在の生活保護受給世帯のうち、約120世帯（全受給世帯の約6.9%）が本事業の対象となっていますが、そのうちの約95世帯は、高齢・障害者への無料入浴券支給事業の対象者でもありません。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	配布実績			指標2	使用率			指標3	達成率		
		風呂のない世帯数	配布世帯数	達成率		配布枚数	使用枚数	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	165	139	84.2%	平成29年度	8,850	5,579	63.0%	平成29年度			
	平成30年度	155	133	85.8%	平成30年度	7,875	4,435	56.3%	平成30年度			
	令和元年度	119	—	—	令和元年度	7,140	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果		風呂のない世帯は、年々減少傾向にあります。また、使用率・使用枚数も減少傾向にあり、浴場の減少がその要因として考えられ、受給者の衛生環境保持について、確認が必要です。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由		風呂の無い世帯の減少や使用率の低迷により、生活保護世帯の衛生状態や健康保持という本事業の目的の効果が達成されているのか不明確となっています。										

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	3,597	100%	3,597	0	0	0	0	0	3,597	2,154	60%		
令和元年度	3,111	100%	3,111	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況		風呂の無い世帯の減少と公衆浴場の減少から、今後も利用される総枚数（事業費）の減少が見込まれます。											
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由		生活保護受給者の減少、風呂の無い生活保護世帯の減少、浴場の減少等により、今後も配布世帯数や使用枚数は、減少傾向にあると思われます。											

【ステップ3】総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

<p>本事業に係る所管課の意見</p> <p>総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合 	<p>生活保護受給者の減少、区内の風呂の無いアパート（住宅）の減少、公衆浴場の減少に伴い、本事業の規模が年々縮小していますが、風呂の無い世帯の入浴機会や、衛生・健康状態を保持する観点から、風呂の無い世帯への支援は必要です。</p> <p>区内の浴場が減少していることから、入浴設備の設置が可能な住宅居住者に対しては、生活保護法の住宅維持費による入浴設備の設置や転居の際には、入浴施設のある住宅への転居を進めていきます。</p>
---	---